

従業員の増員・欠員補充をお考えの企業様
社員教育をお考えの企業様へ

厚生労働省

耳より情報

助成金・奨励金が支給されます！

高齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる場合

該当する紹介予定派遣社員を受入れ訓練を行った場合

65歳以上の高齢者を雇い入れる

障害者を初めて雇い入れる

離職する従業員の再就職支援を民間職業紹介事業者に依頼して行う

従業員に対して職業訓練を行う従業員の自発的な職業能力開発に対する支援を行う

該当する契約社員を雇用し訓練を行った場合、毎月15万円支給

建設労働者の人材育成を行う

正規雇用労働者に対して職業訓練を行う

非正規雇用労働者に対して職業訓練を行う

グローバル人材を海外で育成する

移籍出向・在籍出向によって受け入れた従業員に対して職業訓練を行う

その他・・・御社の状況をご相談下さい！

助成金・奨励金には諸条件等がございますので別途ご確認・ご相談下さい

活用例

若者チャレンジ奨励金！

訓練奨励金 : 1人1ヵ月当たり15万円
正社員雇用奨励金: 1年経過50万円、2年経過50万円
計100万円

● Plan A

3～6ヶ月間
紹介予定派遣(実質的試用期間)

→ 直接雇用のご判断 →

正社員雇用

契約社員雇用

不採用

毎月奨励金15万円支給

正社員雇用の場合は計100万円の奨励金

● Plan B

3～24ヶ月間
従業員雇用(実質的試用期間)

→ 正社員雇用のご判断 →

正社員雇用

契約社員雇用

不採用

毎月奨励金15万円支給

正社員雇用の場合は計100万円の奨励金